

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

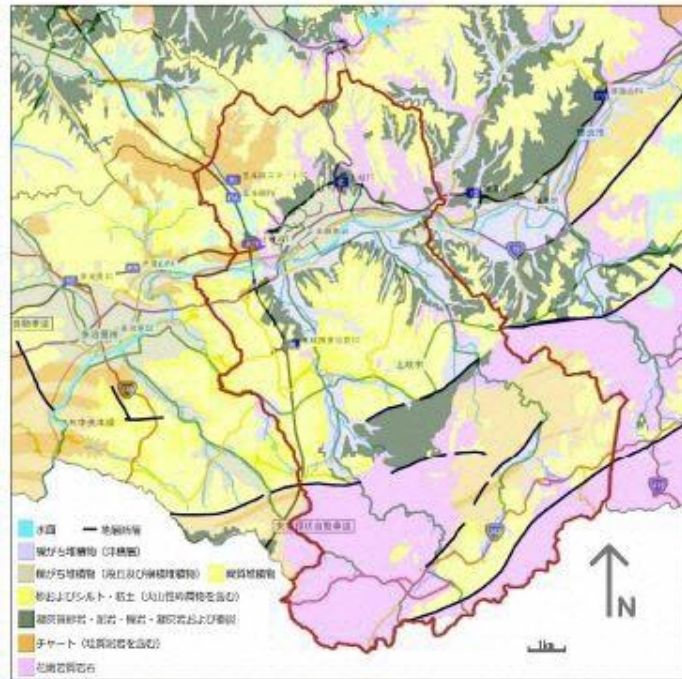
I 現状

(1) 地域の災害リスク

1. 地理的・地形的特性

土岐市は、岐阜県の南南東に位置し、東は瑞浪市、北は可児市、御嵩町、西は多治見市、南は愛知県と接し、市の南部は笠原断層が東西に走り、高原状の山地をなし、市の中・北部は、低い丘陵となっている。

市の北部を土岐川が西流し、東方に肥田川、西方に妻木川が共に北流して、土岐川に流入し、これらの河川によって、北部・東南部・西南部に3つの盆地が形成され、主な市街地になっている。地質は、おおむね第三紀層、いわゆる土岐砂礫層と呼ばれる砂礫層と陶土原料として利用されている土岐口粘土層に覆われており、特に土岐砂礫層は崩れやすく、樹木の生育には適していない。



土岐市周辺の表層地質図（「県域統合型GISぎふ」より加筆）

2. 気候的特性

土岐市は、おおむね太平洋式気候に属し、比較的温暖多湿な気候である。降水量は梅雨期に多く、特に梅雨期後半には本州上に前線が停滞し、集中豪雨となりやすく、また梅雨期から真夏にかけては雷が発生しやすくなる。

秋には、台風の接近や、本州沿岸に停滞した前線の影響でまとまった雨が降りやすく、特に停滞した前線に台風の接近が重なった時に集中豪雨となる恐れがある。

冬期は、晴天が続き、乾燥する。積雪は少ないが、冬の終わりから春先にかけての時期に、本州南岸を通過する低気圧の影響で、比較的まとまった雪が降ることがある。周囲を山で囲まれているため、一年を通じて風は比較的弱く、冬の季節風も穏やかである。

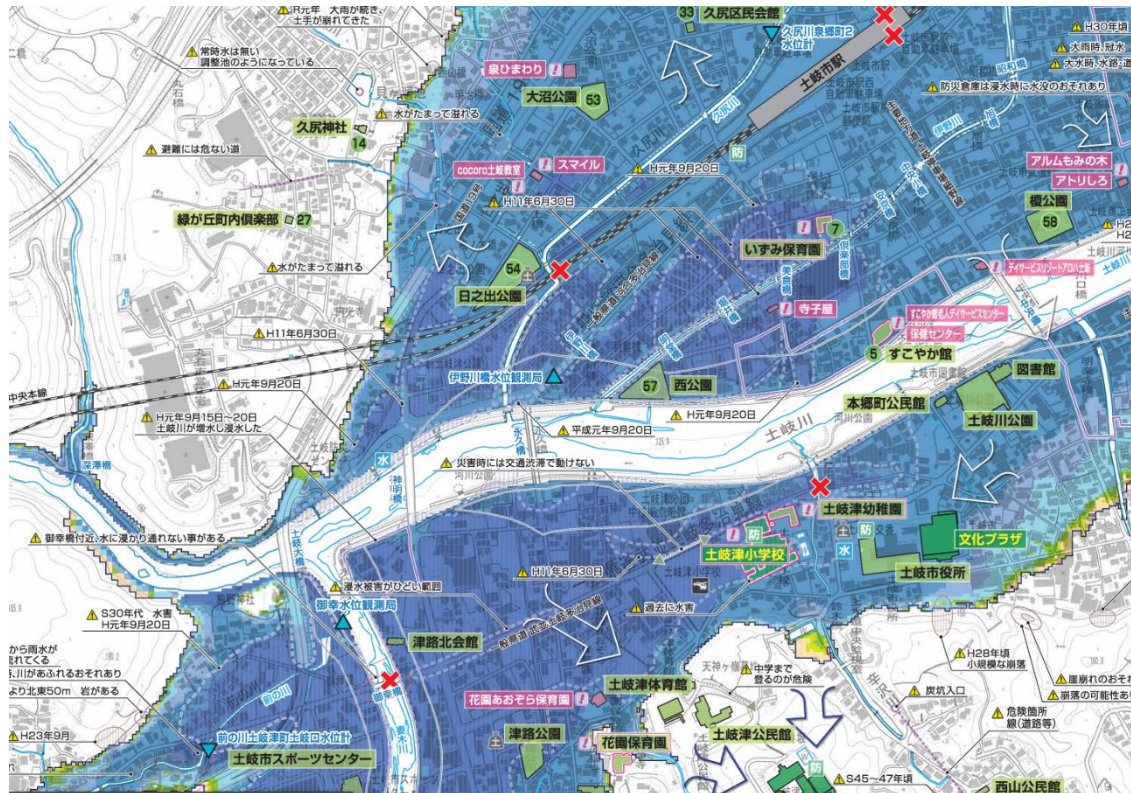
3. 予想される災害状況

① 水害

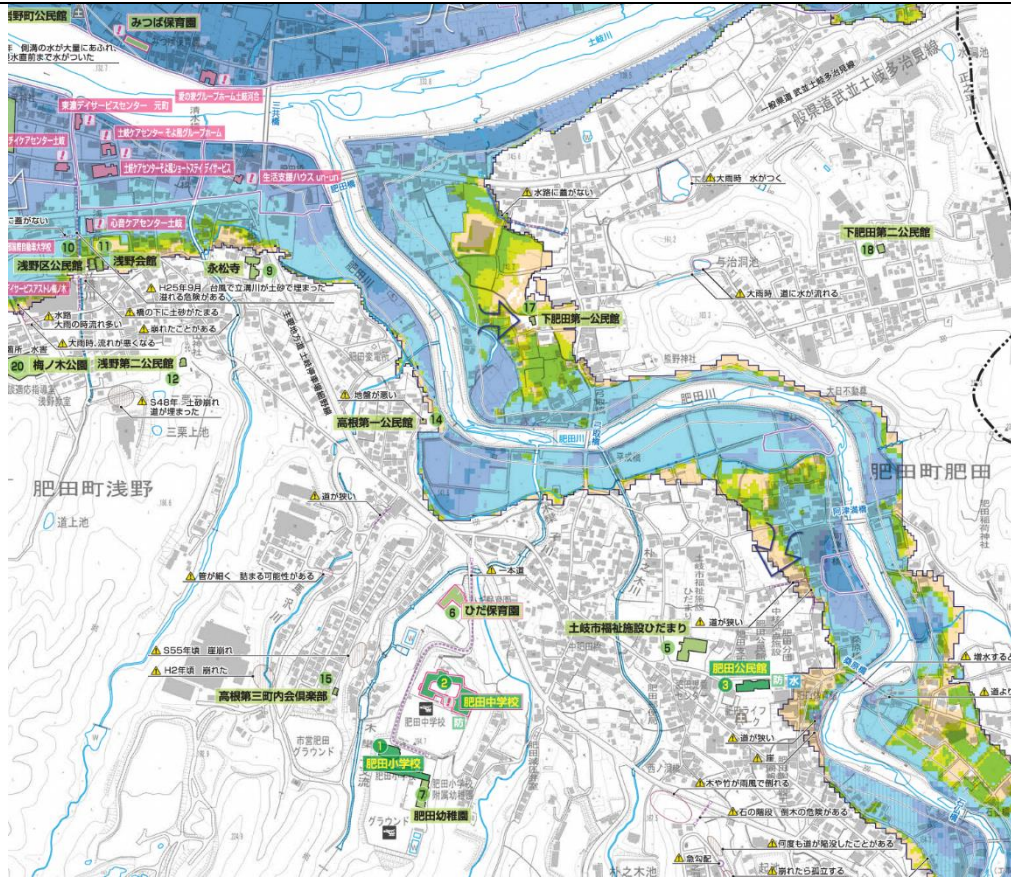
水害は土岐市の地形的条件から山間部水害と平野部水害に大別される。

山間部水害は、土砂の崩壊、土地の流失等による被害が大きく、人命の被害、家屋・耕地の流埋没あるいは道路・橋梁・山地の損害等が甚だしいが、今後もこの程度の被害を主体とした水害が予想される。また、平野部水害は、河川の堤防の決壊、いっ水等による浸水が多いが、昭和32年、47年、平成元年水害時のように土岐川のいっ水により、広範囲にわたる床上浸水も予想される。

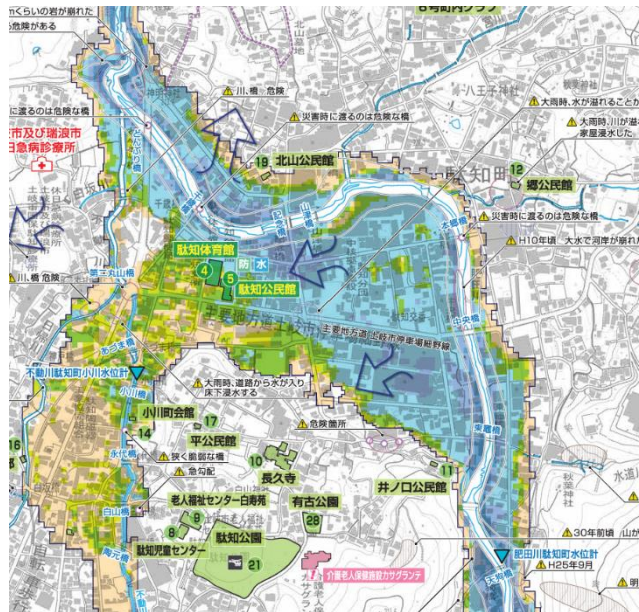
具体的には、令和3年3月に土岐市が作成したハザードマップを参考にすると、平野部に位置する土岐商工会議所周辺では、河川が氾濫した際に5メートルから10メートルの浸水が想定されている（想定最大規模：1年に起こる確率が1/1000）。さらに、土岐川と妻木川、土岐川と肥田川が合流する地区では20メートル以上の浸水が想定されている。また、肥田・駄知地区の一部でも5メートルから10メートルの浸水も想定されている（下記図を参照）。



土岐市平野部の洪水浸水想定
(土岐市 洪水・土砂災害ハザードマップ)



土岐市肥田地区の洪水浸水想定
(土岐市 洪水・土砂災害ハザードマップ)

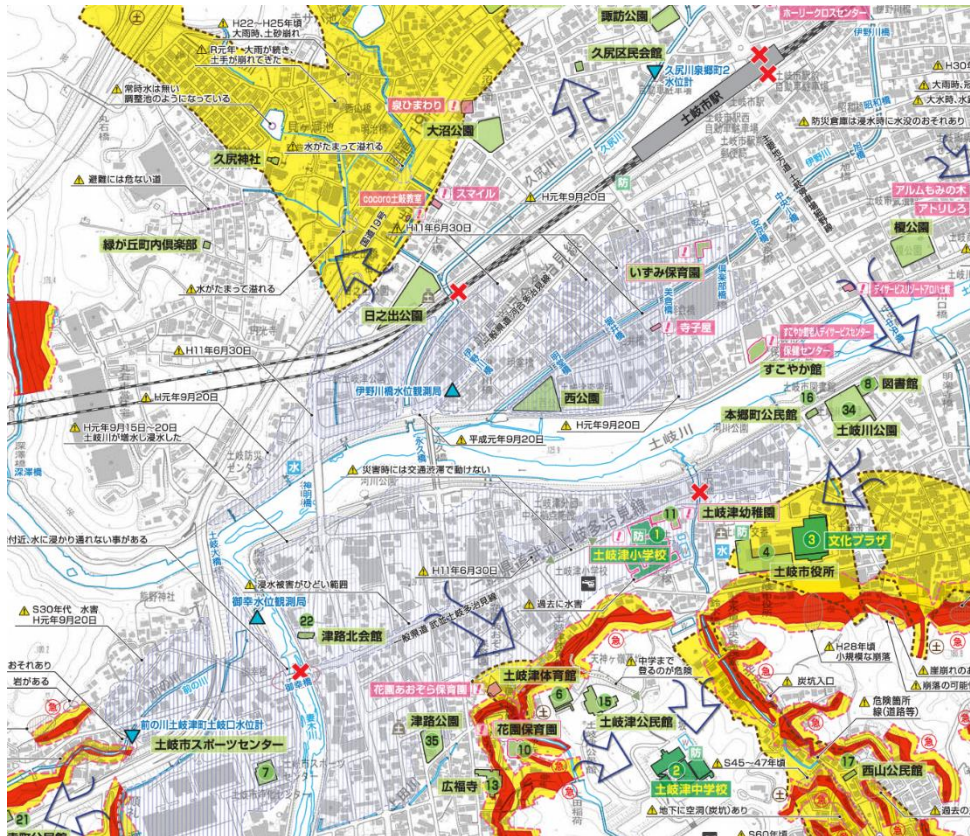


土岐市駄知地区の洪水浸水想定
(土岐市 洪水・土砂災害ハザードマップ)

② 土砂災害

土砂災害とは、土石流、地すべり、がけ崩れといった自然現象により起こる災害であるが、土岐市は急傾斜地や地すべり地域が多く点在し、長雨や大雨が原因となって発生しやすい状況である。

具体的には、令和3年3月に土岐市が作成したハザードマップを参考にすると、市内各地に、急傾斜地の崩壊（傾斜度が30度以上である土地が崩壊する現象）が想定されている場所が点在しており、特に注意が必要である。



土岐市平野部の土砂災害想定
(土岐市 洪水・土砂災害ハザードマップ)

③ 火災

土岐市の市街地はほとんどが木造建築で、また、陶磁器製造工場も市街地に多く点在し、それに付随するガス等の危険物貯蔵所が市内各所に設置されているため、震災時等の特殊条件下にあつては、市街地一帯の大規模火災の発生が予想される。

④ 風害

台風その他の風による被害は、土岐市が内陸に位置する盆地地形のため比較的軽微だが、大型台風が本県西部を北上する場合は、昭和34年の伊勢湾台風のように相当規模の風による被害が全市域にわたると予想される。また、大型台風が琵琶湖を北上する場合にも強風が吹きやすいので注意が必要である。

⑤ 地震災害

平成25年の岐阜県による地震の被害想定調査^{※1}によると「南海トラフ巨大地震」が発生した場合、土岐市の主要地域で最大震度6強が予想されている。

下表は土岐市で予想される被害地震の一覧である。これらの地震により、建物の崩壊に加えて、人的被害の発生も危惧されるほか、土岐市では土砂崩れによる孤立地域の発生、河川沿いの市街地や集落における液状化被害が想定される。

地震名	地震規模	概要	30年発生確率
南海トラフの巨大地震	M8～9程度	駿河湾～日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100～150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震	70%～80%
養老-桑名-四日市断層帯地震	M8程度	岐阜県垂井町から三重県桑名市を経て四日市市まで、養老山地と濃尾平野の境界に沿って延びる断層帯(約60km)	ほぼ0%～0.7%
阿寺断層系地震(北側震源)	M7.9程度	下呂市から中津川市に及ぶ断層帯(約70km)	6%～11%
跡津川断層帯地震	M7.9程度	飛騨高地の北部の富山県南部から岐阜県北部にかけて分布する活断層帯(約69km)	ほぼ0%
高山・大原断層帯地震	M7.6程度	高山市から郡上市に及ぶ断層帯(約48km)	ほぼ0%～5%
屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震	M7.7程度	中津川市から愛知県豊田市に及ぶ断層帯(約56km)	0.2%～2%

※1:東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果について、岐阜県(平成25年2月)

※2:内陸直下型地震に係る震度分布解析・被害想定調査、岐阜県(平成31年2月)

⑥ 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。さらに、感染者・濃厚接触者と判定されることによる自宅待機により、事業継続を行えない事業者も現れると考える。

感染症のリスクの大きな特徴は、人と人の接触自体がリスクになる。このため、感染症拡大局面においては、人の移動が制限されることにより、事業活動に大きな制約が生じる場合があることに注意が必要である。想定される被害は下記内容が挙げられる。

- ・従業員自身や家族の発症に伴う就労の困難
- ・学校の閉鎖や介護サービスの停止等により従業員等の出社が困難
- ・消費者行動の変化や行政からの外出自粛要請などによる景況の変化による事業活動への大きな影響
- ・取引先等においてクラスター(集団感染)が生じ、一時取引停止となる恐れ

(2) 商工業者の状況

○産業構造について

・土岐市の事業者数

土岐市の事業者数は、平成 28 年経済センサス活動調査によると、商工業者数は 3,193 件、小規模事業者数は 2,540 件である。

(業種別内訳)

	商工業者数	小規模事業者数
農林漁業	3	3
鉱業、採石業、砂利採取業	2	2
建設業	300	291
製造業	899	826
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0
情報通信業	13	12
運輸業、郵便業	72	55
卸売業、小売業	964	602
金融業、保険業	36	31
不動産業、物品賃貸業	71	69
学術研究、専門・技術サービス業	75	63
宿泊業、飲食サービス業	318	219
生活関連サービス業、娯楽業	227	207
教育・学習支援業	56	47
医療、福祉	59	55
複合サービス業	10	6
サービス業<他に分類されないもの>	87	52
合 計	3,193	2,540

・土岐市の事業者立地

市内は 8 地区（泉・土岐津・肥田・下石・駄知・妻木・曾木・鶴里）に分けられることができ、各地区に事業者が存在します。また、市内には、土岐アクアシルヴァや美濃焼卸商業団地（泉地区）、西之洞工業団地（肥田地区）、西の平工業団地（鶴里地区）などの商業・工業団地があり、大企業・中小企業などの事業所も存在します。

土岐市は中央自動車道が東西に、東海環状自動車道が南北に通っており、広域交通の結節点となっている。また、市内にはインターチェンジ（五斗蒔スマート I.C. を含む）が 3 カ所あり、首都圏・中部圏・関西圏からの利便性がよく、物流の重要な拠点としての役割も果たしています。

(3)これまでの取り組み

1. 土岐市の取り組み

- ・土岐市地域防災計画の改定（令和 2 年 4 月）
- ・土岐市国土強靱化地域計画の策定（令和 2 年 9 月）
- ・洪水・土砂災害ハザードマップの策定（令和 3 年 3 月）
- ・災害図上訓練（D I G）の実施（毎年、直近は令和 3 年 1 1 月 2 8 日）
- ・防災講演会の実施（毎年、直近は令和 3 年 1 1 月 2 5 日）
- ・防災備品の備蓄（アルファ化米、パン、毛布、水、簡易テント、サバイバルーツ等）

2. 土岐商工会議所の取り組み

- ・ 会報にて事業継続力強化計画の認定制度について周知
- ・ 事業継続力強化計画の策定の支援を目的としたセミナー・個別相談の開催
内容：事業継続力強化計画認定制度の説明、計画策定支援、事業者ごとに市内ハザードマップを活用した被害想定を検証、災害時における初動対応の想定など
(過去実績)
令和2年度：令和2年 9月3日開催 参加者 12事業者
令和3年度：令和3年10月7日開催 参加者 6事業者
- ・ 専門家派遣制度を活用した事業継続力強化計画の策定支援

II 課題

(1) 災害に関する意識・関心

土岐市では地震や水害など様々な災害リスクが想定されるが、近年、大規模な災害に見舞われていないこともあり、住民の防災意識は低いと思われる。中小企業庁のホームページにおいて公表(令和4年1月12日時点)されている岐阜県の事業継続力強化計画認定企業数は655件で、当市内の認定企業数は10件以下となっている。このことから、当市における防災・減災に対する関心が不十分であり、制度についての認知度も低いことが課題に挙げられる。

(2) 感染症に対する意識・関心

感染症はインフルエンザをはじめ多くの感染症が存在していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大までは災害としての意識が低かった。しかし、令和2年2月以降に起きた新型コロナウイルス感染症の拡大により、現在のところ危機意識は高まっており、外部環境となる人的制度や規制などに左右され易い。市内の小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてのマスクや消毒液等衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知することなどが必要である。

(3) 商工会議所の支援体制

事業継続力強化支援を始めるにあたり、自然災害や感染症の影響を軽減するための取り組みや事業者BCP等の策定など、防災・減災対策に関する知識やノウハウ等が不足しており、効果的な支援を行うための人員が不足している。

(4) 商工会議所自身の事業継続計画

事業継続計画(BCP)を作成しておらず、事業継続力強化の支援を行う立場としては早急に作成する必要がある。

(5) 市と商工会議所の連携について

災害等の緊急時に連絡方法など、具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、災害発生時における円滑な対応に課題がある。今後、想定される自然災害や感染症対策に向けて連携体制の強化が必要である。

III 目標

土岐市国土強靱化地域計画、土岐市地域防災計画などに基づき、いつでも・どこでも発生し得る自然災害等に備えた市内事業者に対する事前防災や事後の早急な対応・復旧等の対策について、市・商工会議所が一体となって取り組むこととし、特に、小規模事業者に対して、事業活動の中断を最小限に止めることを目標とした事業継続力強化のため次の取り組みを行う。

1. 市内の小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性の周知を行う。

(目標件数)

- | | |
|----------------------|---------|
| ・事業継続力強化支援 巡回・窓口指導件数 | 年：30件 |
| ・事業者BCP策定セミナーの開催 | 年：1回 |
| ・事業者BCP作成支援事業者数 | 年：20事業者 |
| ・「事業継続力強化計画」認定事業者 | 年：10事業者 |

2. 支援体制の強化を図るための人員確保、および事業者BCPに関するセミナー等へ積極的に参加し、スキルアップに努める。

3. 速やかに商工会議所自身の事業継続計画を作成する。

4. 災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、市と商工会議所の被害情報報告ルートの構築を行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・商工会議所と市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・令和2年9月に策定された「土岐市国土強靱化地域計画」内にある、起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針に従い、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

(自然災害)

- ・巡回・窓口指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための事業休業への備え、損害保険等についても説明する。
- ・商工会議所会報誌や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。また、事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対するセミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

(具体例)

- ・セミナーにおいて事業継続力強化計画の啓発。
- ・専門家による市内ハザードマップを活用した土岐市独自の演習型の事業継続力強化計画策定のセミナーを実施。
- ・個別相談では現地に赴き、事業者BCPの策定支援を行う。

(感染症等関係)

- ・新型コロナウイルス感染症対応BCP『簡易版 基本モデル（感染拡大期）』を活用し、事業継続計画の策定を周知する。
- ・感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止策等について、事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、テレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会議所の支援体制の強化

- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、商工会議所の支援能力を高めるための研修を実施する。
- ・市内関係機関との情報交換を行う。
- ・定期的な支援体制の検討と検証を行う。

3) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・令和4年12月までに事業継続計画の作成を行う。

4) 関係団体等の連携

- ・専門家と連携し、会員事業所以外も対象とする啓発セミナーや損害保険等の紹介を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、専門家と連携してリスクファイナンス対策として各種保険の紹介等も実施する。
- ・市内金融機関へセミナーチラシや啓発ポスター掲示を依頼する。

5) フォローアップ

- ・セミナーや巡回指導等により、事業者BCPの策定支援を行った事業者の進捗状況及び取り組み状況を確認する。
- ・商工会議所と市は、(仮称)土岐市事業継続力強化支援連絡会議を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。また、自然災害・感染症など状況に応じた対策が必要と考え、土岐市事業継続力強化支援連絡会議では本計画の妥当性・実行性を検証する。

6) 当該計画に係る訓練等の実施

- ・自然災害(マグニチュード7以上の地震)が発生したと仮定し、商工会議所と市、市内各関係機関との連携体制の確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

< 2. 発災後の対策 >

- ・商工会議所は、市と共に土岐市地域防災計画を基に、商工業の報告調査を行う。商工業の被害状況を把握するとともに、応急対策等を実施するための基礎資料として必要な事項を収集する。
- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

(自然災害)

- ・発生直後に職員の安否確認を行い、出勤可否、家屋被害や道路状況等を共有する。

■安否確認の方法

団体名	対象者：目標時間、手段
土岐市産業振興課	職員：発災後1時間以内、SNS、電話
土岐商工会議所	職員：発災後1時間以内、SNS・携帯電話 正副会頭：3時間以内、携帯電話 常議員：1日以内、電話

■安否確認結果の窓口

団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
土岐市産業振興課	課長	係長
土岐商工会議所	事務局長	中小企業相談所長

(感染症等関係)

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症の流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における土岐市新型コロナウイルス対策本部会議設置に基づき感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

(自然災害)

- ・被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。豪雨においては、職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保し、警報解除後に出社する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

■被害状況の目安は以下を想定

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
被害がほぼない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、商工会議所と市は、以下の間隔を目安に被害情報等を共有する。

期間	間隔
発災後～1週間	1日に3回
1週間～2週間	1日に2回
2週間～1ヶ月	1日に1回
1カ月以降	2日に1回

(感染症等関係)

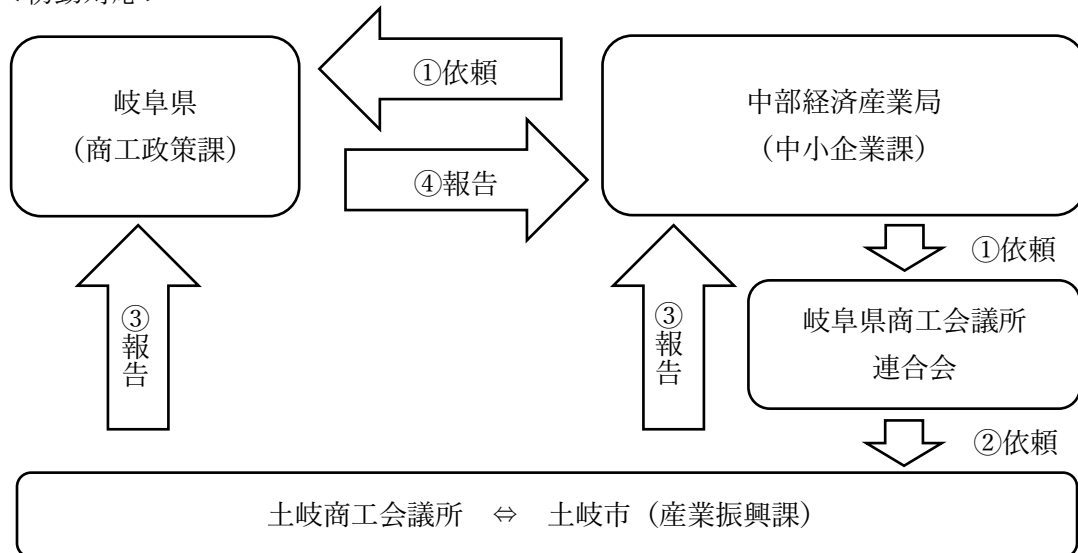
必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

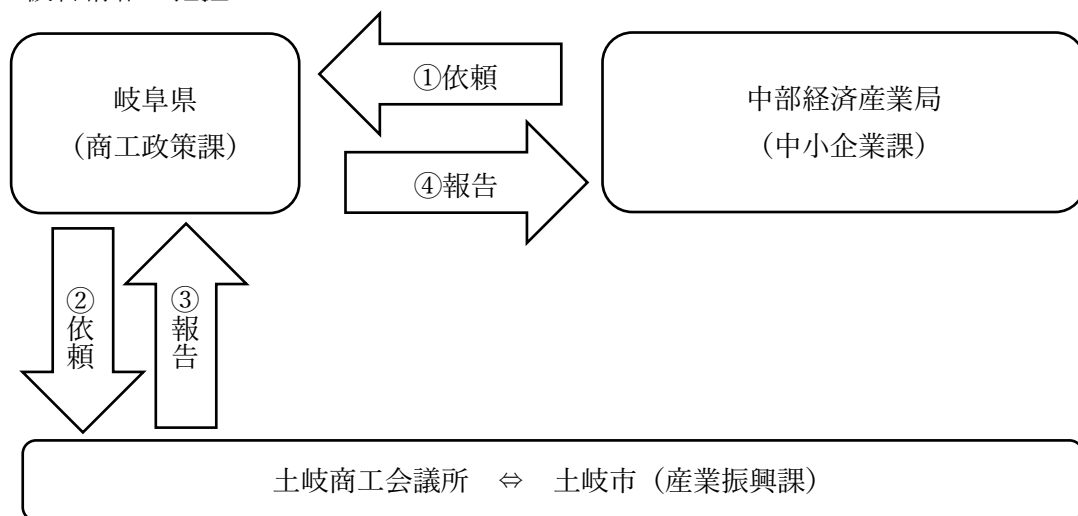
- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指示命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて制限等を決める。
- ・ 被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 共有した情報を、県の指定する方法にて、県の商工担当部署へ報告する。

【被害情報報告の流れ】

< 初動対応 >



< 被害情報の把握 >



< 4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、土岐市と相談する（商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へホームページやSNS等を活用して周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

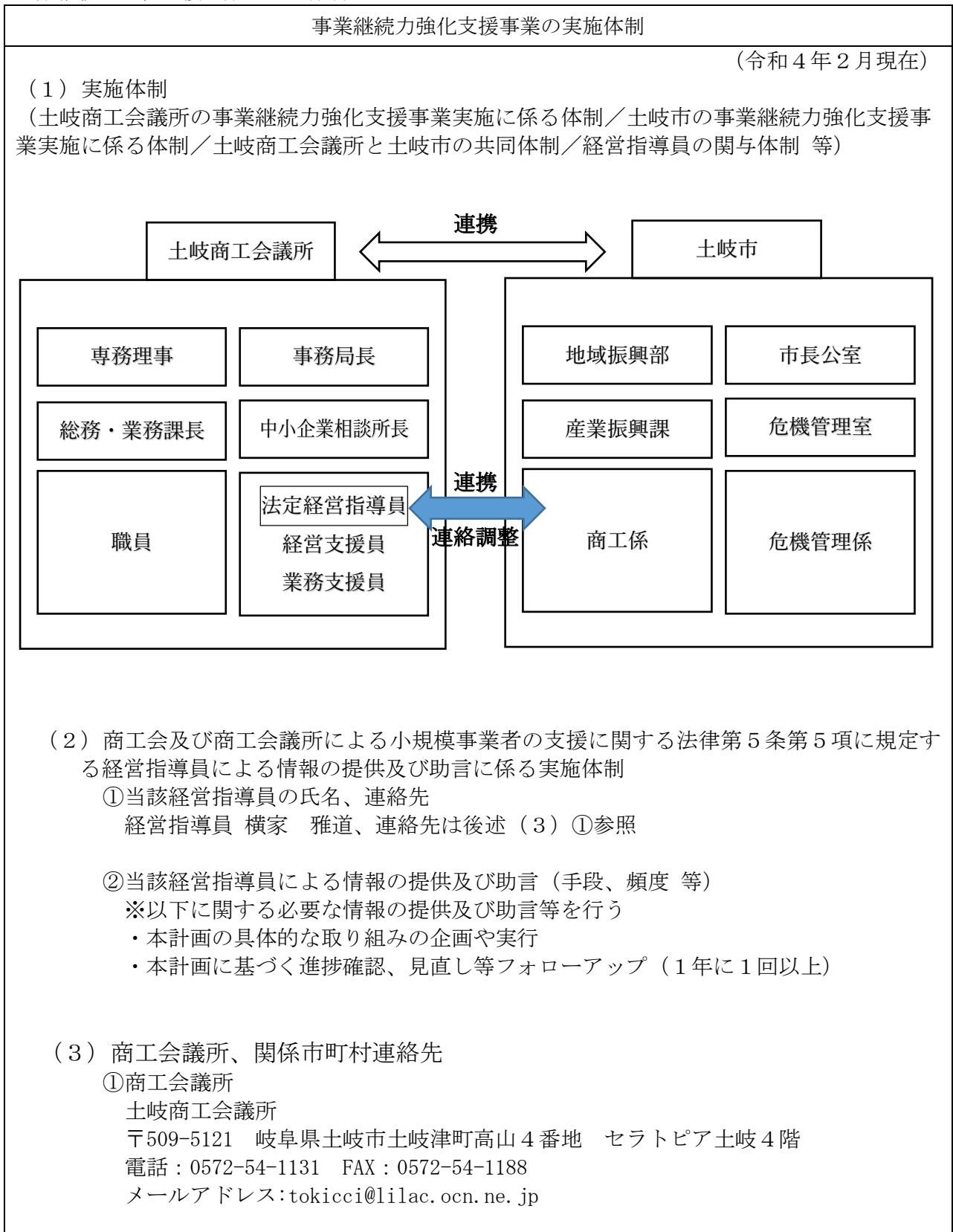
- ・県の方針に従って、復旧、復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町村

土岐市役所 産業振興課

〒509-5192 岐阜県土岐市土岐津町2 1 0 1 番地

電話：0572-54-1111 FAX：0572-55-7763

メールアドレス：sangyo@city.toki.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
協議会運営費	15	15	15	15	15
セミナー・個別相談開催費	290	290	290	290	290
パンフ・チラシ作成費	25	25	25	25	25
研修・訓練実施費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
(予定) 岐阜県補助金、土岐市補助金、事業収入、自己財源 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等